

税務調査、説明責任が義務化！

税務調査の手続きを定めた改正国税通則法が来年1月に完全施行され、調査の事前通知や追徴課税の理由説明が原則義務化されます。

「突然調査に来られて困った」「十分な説明なく追徴課税を受けた」といった納税者の不満を受け、国税当局に一層の説明責任が課された形です。

国税庁では、職員研修などで対応を急いでいますが、現場には「調査件数が減る」などの懸念もあるようです。

国税通則法の大幅改正は1962年の制定以来初めてとなります。ポイントの一つは税務調査前に調査の日時などを納税者に連絡する「事前通知」の原則義務化があります。

これまで8割以上の調査で事前通知をしていますが、通知するかしないかは現場の裁量に委ねられています。調査を受けた経験がある方ならわかると思いますが、突然税務職員が調査に押しかけてきた場合には、その後の仕事にも影響があるため、仕事の調整のためにも、事前の連絡が増えることは、納税者にとっては助かるはずです。

この法改正により、事前通知の内容も調査対象の税目や期間、帳簿にまで広がっています。ただ、証拠隠滅などが疑われる場合は、今後も事前通知無しで調査できるとされていますので、すべてが通知されるわけではありませんので気を付けてください。

今回の改正の中で特徴的なことは、調査で申告漏れなどが発覚し追徴課税(更正処分)する際、原則として全ての納税者に課税理由を説明するよう義務付けられたことが、大きな改正点です。従来は「追徴課税の件数が多く、事務作業が膨大になる」などとして説明を省くこともあり、弁護士などから「納税者にとって不利益な処分なのに、きちんと理由を示さないのはおかしい」との批判がでていました。

税務に詳しい弁護士は「法改正で国税側からの情報開示が広がり、課税に不服がある場合にも反論しやすくなる」と歓迎しています。

また、別の中小企業経営者は「これまでは渋々指摘に応じることもありましたが、今後は納得するまで説明を求めたい」と話しています。

ある国税職員によれば、「これまでは追徴課税の理由説明について現場に大きな裁量があり、多少根拠が弱くても説得して課税処分を行うケースもあった」と振り返っています。

国税庁は「改正法の下での業務に一日も早く慣れる必要がある」(同庁幹部)と、8～9月に全国約5万6千人の全職員が参加する研修を実施し、10月から施行後と同様の業務を前倒しで始める方針です。

ただ、事前通知や課税理由の説明などで事務作業は増える見込みで、職員からは「調査件数を減らさざるを得ない」との声もあるようです。
(日本経済新聞 2012年9月20日より抜粋)



CONTENTS

税務調査、	
説明責任が義務化！……	P.1
金融円滑化法が終了……	P.1
白色申告でも記帳処理が	
義務化……	P.2
生命保険料控除の改正……	P.2
パソコンの中の	
ファイル整理の極意……	P.3
客層の拡大を探る「駅子カ」……	P.4
書類を捨てる基準……	P.5
10月度の税務スケジュール……	P.5
今月の名言録……	P.6
編集後記……	P.6

金融円滑化法が終了

中小企業の資金繰り支援のため、平成21年12月4日に中小企業金融円滑化法が施行され、中小企業は、金融機関に申出れば、借入金の元本返済の猶予(条件変更)などが原則として認められるようになりました。その後、時限的な法律のため何度か延長されてきましたが、平成25年3月31日で、この中小企業金融円滑化法は終了することとなりました。

今後この法律が廃止されると、条件変更等を実施した企業の借入金は、従来通りの厳格な査定が行なわれ、不良債権と認定される可能性が高まってきます。また、条件変更等をした中小企業等は、金融機関から経営改善計画書の策定および、経営改善の実施を求められることが一般的ですが、今後はこの経営改善計画の確実な実施をより一層強く求められることとなります。したがって、中小企業は、この中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、いよいよ本気で経営改善に取組まなければならないのです。しかも、それはスピードが要求されています。

来年1月から、白色申告でも記帳処理が義務化！



現在、白色申告で確定申告を行っている方のうち、記帳を行ったり、帳簿等の保存が義務付けられているのは、前年及び前々年の過去2年間において事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

しかし、改正によりこの要件が拡大され、次の方は所得金額や申告の有無に限らず、記帳を行ったり、帳簿等の保存が義務付けられます。

[対象者]

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方

記帳は、売上や仕入、経費などを帳簿に記載することを指します。記載内容は、取引の年月日、取引の相手方の名称、取引内容、金額などです。また、青色申告のように取引一つ一つに対して記載しなくとも、日ごとの合計でまとめて記載することが認められています。

ただ、日ごとの合計でまとめるにしろ、何にしろ、記帳しなければならないことには変わりはなく、憂うつに思われるかもしれません。たしかに、現金取引もあれば、預金取引もあったりしますし、費用科目が1つだけということもないため、手書きで作成するとすれば、簡易とはいえ、面倒に感じることもあると思われるので、会計ソフトを用いて記帳をすることをおすすめします。記帳が開始するのは、来年1月からですが、今後の進め方については早めにご相談ください。

また、帳簿や書類の保存期間は、収入や経費を記載した帳簿(いわゆる法定帳簿と呼ばれるもの)は7年、これ以外の帳簿や書類は5年となっています。記帳と合わせて書類の保存期間も確認しておきましょう。

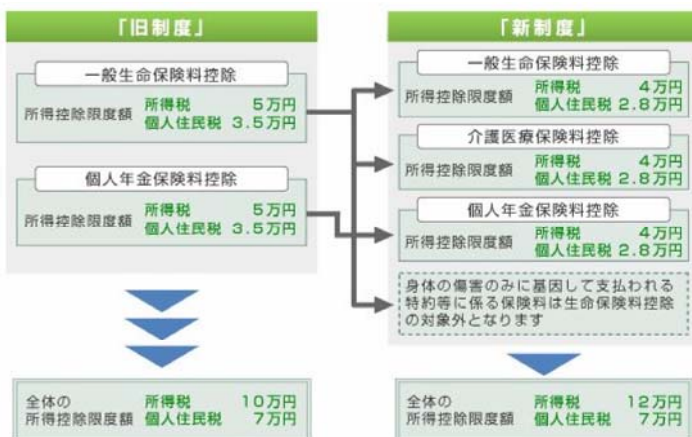
参考：国税庁HP「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」
(http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kojin_jigyo/index.htm)

生命保険料控除の改正

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。平成22年度の税制改正で決定し、平成24年の所得税より生命保険料控除が大幅に改正されました。(図1)従来は『一般分』『個人年金分』に区分し、計算していましたが、改正では、これに介護や医療保障を対象とした『介護医療』の区分が新設され、所得税における各区分の控除限度額は各4万円(従前5万円)、生命保険料控除全体では12万円(従前10万円)が限度額となりました。この改正は、平成24年1月1日以後の契約等から適用されます。この契約等は転換や更新等の契約内容変更も該当するため、従前からの契約であっても改正後に契約内容変更を行うと改正後の計算になります。

この改正に対応して、保険料控除申告書も様式が変わりました。(図2)控除証明書に記載されている旧制度、新制度に従い申告書の該当欄へ記載します。記載の詳細は次号にてお知らせいたしますが、10月の下旬より控除証明書が各保険会社より郵送されてきますので、ご注意ください。

【図1】



【図2】

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分
			氏名	住所	
					新・旧
					新・旧
					新・旧
A			①	(最高40,000円)	計(①-
B			②	(最高50,000円)	計(①+②)
C					計(①+②+③)
D			④	(最高40,000円)	計(①+④)
E			⑤	(最高50,000円)	計(①+④+⑤)
計 算 式 I (新保険料等専用)			計 算 式 II (旧保険料等専用)		
A、C又はDの金額			B又はEの金額		
20,000円以下			25,000円以下		
20,001円から40,000円まで			25,001円から50,000円まで		
40,001円から80,000円まで			50,001円から100,000円まで		
80,001円以上			100,001円以上		

パソコンの中のファイル整理の極意

◆ファイルの管理はビジネスの基本

ビジネスで作成する「ファイル」は日々溜まっていきます。使わなくなったファイルを定期的に削除したり、データファイルを定期的にバックアップしている人は少なく、大概の人は色々な種類のファイルがそのまま蓄積していることでしょう。日々の仕事をスムーズにこなすためにも、ファイルを適切に管理することは重要なことです。

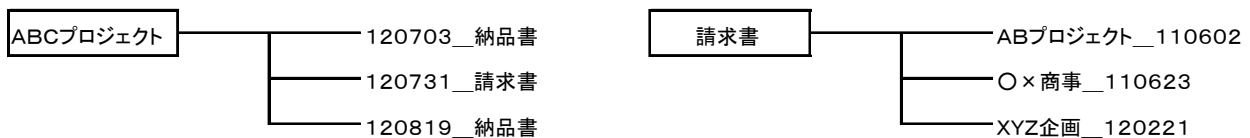
さて、デスクトップにアイコンが散乱していたり、大事なデータを置きっぱなしにしてしまうのはなぜでしょう。答えは「入れ物がないうから」です。パソコンでは、外付けハードディスクやUSBメモリがそれにあたりますが、手軽に用意できるとは限りませんので、とりあえず収納するのに「フォルダ」を使います。

◆ファイル整理のテクニック

①ファイルの仕分けルールは最初にキッチリ決めておく

フォルダを作ってファイルを仕分けする場合、まず決めなければならないことがあります。それは「何を基準に仕分けするか」です。たとえば、プロジェクトごとにフォルダを分ける、書類の種類によってフォルダを分けるといった「決まり事」です。また、ファイル名は単純に「見積01」「見積02」などとすると作成した順序は一目で分かっていても作成した時期までは分かりませんし、どの会社へ提出した見積りも分かりません。そこであらかじめ、見積書フォルダに保存するデータは「取引先名_半角6桁の年月日」というルールを決めておきます。すると、今年の6月に作った〇×会社の見積り書であることが文書を開かなくても分かるようになるのです。

【フォルダの階層図の例】



②使用頻度の高いフォルダを上に表示させておく

たくさんフォルダの中で、使用頻度の高いフォルダや、ファイルが他の多くのアイコンの中に埋もれてしまって、見つけるのに苦労したことはないでしょうか。そんなときは、フォルダ名を工夫することによって並び順をカスタマイズすることができます。「1. 企画書」「2. 見積書」「3. 写真」「4. 資料」といったように名前の頭に数字や、アルファベットをつければ順序をコントロールすることが可能です。また、一時的に特定のフォルダを一番上に表示させたい場合はファイル名の前に「！」や「*」をつければ数字やアルファベットより上位に並べ変わります。

③とりあえずデスクトップに「作業中」フォルダを作る

日々仕事に追われているといちいち決まったフォルダに入れるのがおっくうになってきます。そこで「作業中」フォルダをデスクトップに作っておけば、作業が完了したときに本来保存する場所に移すか、不要なら削除すればよいのです。忙しい週末は1週間分のファイルがたまりやすいので、週の初めに整理する習慣にはいかがでしょうか。

④ファイル名をつけるときは“並べ替え”をしたときの結果を念頭におく

フォルダやファイルの名前のルールを決めて管理したとしても、目的のファイル名をいつも正確に覚えているわけではありません。「去年の今頃に作った見積り書」といったあやふやな記憶の場合は日付が検索の鍵となります。ですので、日付を名前に入れる場合は注意しなければなりません。パソコンは数字の全角、半角は別の文字として認識します。また、「0707」「77」「0922」という日付が頭に付いたファイルをソートするとどうなるでしょう。答えは「0707」「0922」「77」の順になります。9月22日に作成したファイルより7月7日に作った「77」のほうが後ろに並んでしまうのです。

⑤便利なツールを使う

ルールを決めて、ファイルを整理しよう！と奮起して取りかかろうとしても、既に大量のファイルが溜まっている場合、ファイル名を統一させる手間は大変なものです。そこでウィンドウズの標準の機能や、無料でダウンロードできるソフトを使うことによってファイル名を一括で変更ができますので活用してみてください。「仕事とパソコン(H24年10月号)」研修出版より抜粋



客層の拡大を探る「駅チカ」

大阪駅のすぐ北側において、大型再開発事業「グランフロント大阪」の建設が来春の開業に向け佳境を迎えています。もともとは貨物駅だった約7ヘクタールの土地に4棟の超高層ビルが建つことになっています。

三菱地所、積水ハウス、阪急電鉄など12社が開発を手がけ、推定で1日約250万もの人が乗り降りすることが見込まれ、ここが活気づけば、関西経済に好影響を与えることになりそうです。

◆ ターミナルビル駅周辺の開発動向

同地区は関西の代表的な繁華街ですが、グランフロントにはオフィス、商業施設、外資系ホテルとさらに分譲マンションが加わっています。都心居住の魅力を打ち出し、駅周辺エリアの価値を高める狙いです。

そのマンションは「高級ホテルにいるような感覚を意識した」（積水ハウス）と言われ、昨秋以降、総戸数525戸の約9割を売り出し、ほぼ成約済みとなりました。なかでも、1億円以上の住戸（約60戸）も飛ぶように売れ、予想以上の反響だったそうです。

長谷工コーポレーションの子会社が、5月に実施した関西圏の「住みたい街」調査で、大阪・梅田が定番の人気エリア、西宮北口（兵庫県西宮市）などを抑えて初めて1位になりました。「暮らせる街」のイメージは狙い通り浸透しつつあります。

大阪市南部の天王寺周辺では、大阪阿部野橋駅の上で近畿日本鉄道が国内で最も高くなる300メートルの複合ビル「あべのハルカス」を建設中です。百貨店やホテルだけでなく展望台や美術館も併設されます。

総投資額は1300億円、通天閣など大阪の名所を抱く伝統的な街に新陳代謝を促そうというものです。

東京に比べ経済活動の地盤沈下が指摘される大阪ですが、再開発が巻き返しの起爆剤になる可能性があり、例えば、ハルカス周辺の商業地の公示地価（今年1月時点）は、全国平均が4年連続で下落するなか前年比3%上昇しています。

東海旅客鉄道（JR東海）は名古屋駅の50階を超すツインタワー型駅ビルの隣に46階建ての新ビルを建設します。新ビルには既存機能の補完を狙って家電量販店、フィットネスクラブ、保育施設なども入れ、「JRセントラルタワーズ」と一体でこの街にさらなる賑わいをつくり出す戦略です。

ターミナル駅はもともと交通の便がよいだけに、「味付け」次第では周辺エリアを訪れる人々の流動性を高めることでしょう。

また、東京・渋谷駅前では7月に約2千人を収容できる国内最大規模のミュージカル劇場「東急シアターオーブ」が開業しました。

同劇場は、東京急行電鉄が本拠地である渋谷の活性化策として、今春稼働させた大型複合施設「渋谷ヒカリエ」は目玉となっています。大型商業施設が乱立する都心では特色を出すのが難しいといわれ、ヒカリエは演目が常に変わる劇場を加えることで、来る人を飽きさせず幅広い客層を取り込んでいるそうです。

◆ 名古屋駅地下街に新しい顔

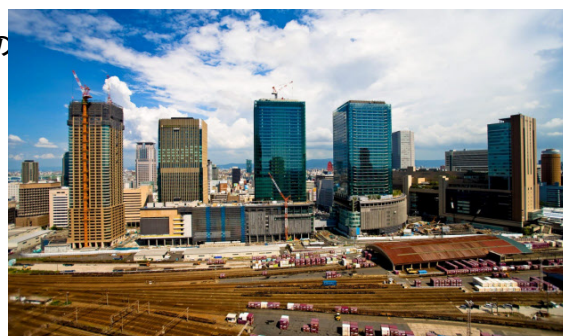
名古屋駅に新しい地下飲食街「チカマチラウンジ」が2012年7月27日（金）にオープンしました。新商業・オフィスビル「名古屋クロスコートタワー」の地下1階フロアを占める目玉施設で、地下1階フロアに並ぶのは11軒のレストラン&カフェとなっています。いわゆる名古屋メシ系や定番の店は少なく、日本初進出や商業施設初出店の店が多く、新鮮なラインナップとなっています。アクセスもよく、ミッドランドスクエア、ウイंकあいちと通路が直結しています。

名古屋駅の表玄関にあたる東側は日本でも最大級の地下街が広がっていますが、居酒屋は全くない状況です。一方、この「チカマチラウンジ」は酒飲み向けの店舗が主流で、しかも和洋中などジャンルもバランスよく揃っています。

最近では古民家改造型居酒屋がひしめく名古屋駅北東の名駅3丁目（メイサン）が客足を集めていますが、地上への誘導も含めて名駅の東側へと飲み客を呼び込み、駅前に新たな賑わいを創出することが期待できそうです。

ターミナルビル駅周辺の開発を巡る最近の動き

地域	概要
新宿（東京）	JR東日本が新南口に大型複合ビルを建設。2016年春完成予定。東西自由通路で回避性も向上
渋谷（東京）	東急電鉄、JR東日本、東京メトロが超高層の新駅ビル構想。20年に供用。今春、ヒカリエ開業
名古屋	JR東海が名古屋駅に隣接する大型ビルを建設、15年末完成。オフィス、百貨店、ホテルが入る
大阪・梅田	貨物駅跡の再開発地「グランフロント大阪」が来春完成。JR西日本の駅ビルも昨春稼働
阿部野橋・天王寺（大阪）	近鉄が高さ日本一の複合タワービルを建設中。14年春に開業
博多	JR九州が百貨店や映画館などが入る駅ビルを昨春オープン



書類を捨てる基準

オフィスの日常の中で書類を捨てられずに悩んでいる人は多いと思います。普段、皆さんは「使えるか、使えないかで判断する」と考えて分別しているのではないのでしょうか。一見良さそうな基準ですが、これは「どれも何かで使えそう」と思ってしまうため、書類は減らせません。つまり、「れる、られる」といった可能かどうかの基準は、大抵判断不能に陥る(分けられない)ということなのです。

効果的に書類を分けるには、「使うか、使わないか」を基準として使います。なぜなら、あなたの「意志」を尋ねる質問だからです。整理には勇気と決断が大切です。さらに、次の基準も参考にしてください。

① 「量」で減らす

たとえば、書類が引き出しの容量(収納スペース)の8割を超えたら減らす。

② 「期間」で減らす

ある調査によると、6ヶ月使われなかった書類がその後使用される確率は約10%で、1年間使われなかった場合は1%という結果が出ています。

③ 「入手可能なもの」は減らす

他の社員が持っている書類、共有サーバーやインターネット上にある情報や書類は捨てましょう。また、カタログなど事務所内で1つあればよいものは共有化する方法もあります。

その他に「これは紙で保管する必要があるかどうか？」という視点で書類を見直し、書類のデジタル化を進めるのも良いのではないのでしょうか。以前に比べて卓上のスキャナーの種類も豊富で、手ごろな価格で販売しています。デジタル化した書類は、クラウドストレージサービスに保管しておけば場所を選ばず閲覧ができます。

「企業実務(平成24年10月号)」「エヌ・ジェイ出版販売」より抜粋



10月度の税務スケジュール

内 容	期 限
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 10月 10日(水)
特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	10月 15日(月)
8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>	申 告 期 限 10月 31日(水)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申 告 期 限 10月 31日(水)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申 告 期 限 10月 31日(水)
2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	申 告 期 限 10月 31日(水)
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	申 告 期 限 10月 31日(水)
消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	申 告 期 限 10月 31日(水)
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)	納 期 限 10月中において市町村の条例に定める日

今月の名言録

～実際に歩き出す～

「実行」ということがおろそかにされると、どんないい方法を聞いても、その理解がリアライズ（現実化）されず、リアライズされないと、結局、空中に楼阁を描いた結果になってしまいます。

たとえば、知らない土地に行った。目的の場所が分からない。その土地の人から目的の場所に行く道筋を聞いた。その道筋をどんなに詳しく説明され、わかったとしても、教わったとおりに実際に歩き出さなきゃ目的の場所に着きっこないでしょう？

ところが、このわかりきったことが、頭じゃわかっていても、いつかときが経つとピンボケになってしまう。理屈だけはわかっているが、実行のほうがおろそかになってしまっている人が多い。実行というものが、いつか自分の努力のなかから影を薄くしてしまっているんです。

その証拠に、青年時代には、相当に、自分の人生に対する将来図を理想としてもっていたとしても、青年から中年になって、青年時代に描いていたあの華やかな夢を、本当に現実化している人というのは、極めて少ないんですよ。

ですから「実行にうつせ」という言葉のなかには、深長な意味が豊富に含まれているということに気づかなきゃ駄目だよ。

（「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所）



編集後記

今年は記録的な残暑となりましたが、ようやく秋の訪れを感じられるようになりました。

秋といえば、食欲の秋、スポーツの秋などありますが、その中でも読書の秋を満喫したいと思っています。

ただ、なかなか日常生活の中で読書の時間を持つことが難しいのでは、と懸念していましたが、最近「お風呂読書」を実行しています。

その名の通り、お風呂に浸かりながらのんびりと本を読むのですが、いくら注意をしてもページをめくるときに本が濡れてしまったりなど苦労もあります。これまで、あまり湯船に浸かるのが好きではなかった私にとっては、ゆっくり疲れを癒しながら読書も出来るリラックス空間となりました。

お風呂読書の達人の中には、お風呂専用ブックスタンドを使用したり、完全防水の耐水性書籍を選んで読む人もいます。

あまりに長湯し過ぎて、本も身体もシワシワになりすぎないように気をつけながら楽しみたいと思います。（大橋 仁美）



事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
 下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

